

豊中市多胎児家庭育児支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市多胎児家庭育児支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、2人以上の多胎の子（以下「多胎児」という。）を養育している世帯に対し、人材派遣による育児援助、家事援助及び外出同行を行うことにより、当該世帯の保護者等の気持ちの回復をはかり、身体的な負担感や育児不安を軽減し、養育力を高めることを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、豊中市とする。なお、この事業の一部を委託することができるものとする。

(支援の対象者)

第4条 事業により支援を提供する対象者（以下「支援対象者」という。）は、本市に住民登録があり、かつ、居住実態を有する、3歳（3歳に到達後最初の3月31日まで）までの多胎児を養育する世帯とする。ただし、市長が特に支援が必要と認める場合はこの限りではない。

(支援の提供者)

第5条 市長が、前条の支援対象者に対し支援を提供するために派遣する者（以下「支援提供者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 子育てに関する事業に従事した経験のある者、派遣に際して必要とする研修を修了した者、又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、ホームヘルパーのうちいずれかの資格を有する者
- (2) 育児、家事又は外出同行に関する援助を適切に実行する能力を有している者

(支援内容)

第6条 事業において提供する支援の内容は、支援対象者同伴のもと、支援提供者が行うもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育児援助 次に掲げるものその他育児に関して日常的に行う必要があるものの援助をいう。
 - イ 授乳支援
 - ロ 離乳食の食事介助
 - ハ おむつ交換
 - ニ もく浴介助
 - ホ 着替えなどの外出準備の介助
 - ヘ その他必要な育児と市長が認めるもの
- (2) 家事援助 次に掲げるものその他家事のうち日常的に行う必要があるものの援助をいう。

- イ 離乳食を含めた食事の準備や後片付け
 - ロ 掃除・整理整頓
 - ハ 衣類の洗濯・補修
 - ニ その他日常生活上必要な家事と市長が認めるもの
- (3) 外出同行 次に掲げるものの援助をいう。ただし、社会通念上不適切なものは除く。

- イ 健診や通院の同行
- ロ 公園同行など余暇活動
- ハ 保育所や幼稚園などの通所施設への送迎同行
- ニ 銀行や市役所などの社会生活上不可欠な外出の同行
- ホ 生活必需品の買い物同行
- ヘ その他日常生活上必要な外出と市長が認めるもの

(支援の提供日及び提供時間)

第7条 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く月曜日から金曜日までの、午前9時から午後5時までの間とする。

(支援回数等)

第8条 支援回数は1世帯あたり1日に2回、年度ごとに12回を上限に利用できることとし、1回あたりの支援時間は2時間とする。

(登録の申込み等)

第9条 事業を利用しようとする支援対象者は、あらかじめ登録を受けるものとする。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、市長に登録の申込みを行うものとする。

(登録の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、第4条に規定する対象者と認めるときはその者を登録し、その旨を通知するものとする。

(登録の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条により登録された者（以下「登録者」という。）の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が本市に居住実態を有しなくなったとき。
- (2) 登録者が偽りその他不正な手段により事業を利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(費用負担)

第12条 本事業の利用に際して登録者が負担すべき費用は、第8条に規定する範囲において、市が負担するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により事業を利用したと認めるときは、前項に規定する市が負担した費用の全部又は一部をその者に請求することができる。

(事業利用の申込み等)

第13条 登録者が事業を利用しようとするときは、市長に対し事業利用の申込みを行う

ことができる。

2 市長は、第8条に規定する範囲内で、登録者に対し支援提供者による支援を提供する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から実施する。